

## 光化学オキシダントや 微小粒子状物質(PM2.5)にご注意ください!

「光化学オキシダント」とは、主に工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物と非メタン炭化水素が日光の紫外線の働きにより光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称です。

県内では、4月から6月の風の弱い晴天日に高濃度になりやすく、常時監視の測定データが1時間値が0.120ppmを超えた場合で、気象条件からみて汚染が継続すると認められるときに注意報が発令されます。さらに汚染状況が悪化し1時間値が0.400ppmを越えると警報が発令されます。

また、PM2.5(微小粒子状物質)は、大気中の直径2.5μm(1μmは千分の1mm)以下の粒子状物質の総称で、物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中の化学反応により生成されたものがあるほか、自然由来のものや越境汚染によるものがあります。

県では、朝の3時間の平均値で85μm/m、午前の8時

間の平均値で80μm/mを越えたとき、注意喚起が行われます。特に小児や高齢者が影響を受けやすいとされているため、学校や保育園・福祉施設などに通知し、テレビ・ラジオの放送や、広報車で町民の皆さんに注意を呼びかけます。また、解除されたときも広報します。

オキシダント注意報発令やPM2.5の注意喚起が行われたら次のことにご注意ください。

1. 町民の方は
  - ①なるべく窓を閉めて、屋外に出ないようにする。
  - ②特に、小児や高齢者は、屋外での運動や作業を控える。
  - ③屋外での活動などを実施されている主催者の方は、活動を自粛するよう配慮する。
  - ④目や喉に、かゆみや痛みを感じたら、洗眼やうがいをする。
  - ⑤症状がひどい場合は、医師の手当てを受け、役場や県の環境課などに被害状況を連絡する。

⑥自動車の使用を自粛し、使用する場合は自動車の急発進急加速、不必要なアイドリングをやめ、エコドライブを心がける。

2. 事業者のかたは
 

- ①ばい煙発生施設を設置している事業者のかたは、燃焼の自粛などにより、できるだけ、ばい煙の排出量を削減する。
- ②有機溶剤使用事業者、石油貯蔵事業者、ガソリン給油所は、その使用量の削減、給油作業の自粛などにより、大気中への揮発性有機化合物の排出を削減する。
- ③自動車は、できるだけ発令地区内を通過しないようにする。

※大気の状態は、県のホームページでリアルタイムで確認できますので、パソコンやスマートフォン、携帯電話でご覧ください。

■問い合わせ 町民課くらし環境係 ☎85-6131

### 再生可能エネルギー推進事業

## 住宅用太陽光発電設備・木質バイオマス燃焼機器 (ペレットストーブ及び薪ストーブ)の導入を支援します

町では、白鷹町第2次環境基本計画及びエネルギー計画に基づき、再生可能エネルギーの普及推進を図るため、個人住宅への太陽光発電設備・木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ及び薪ストーブ)の導入を支援します。

- ▼交付対象者：町内に住所を有し、かつ、自ら居住する住宅(予定を含む)を対象として県の平成27年度再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の申込が受理決定された方(県内施工業者が設置する工事が対象)。また、町税等の滞納がない方。
- ▼申請期限：平成28年2月29日(月)必着
- ▼補助金額：○太陽光発電設備(発電出力1kwあたり25,000円※家庭用10kw未満が対象です。)  
○木質バイオマス燃焼機器(機器導入費用の1/3)
- ▼募集件数：先着順で予算の範囲内
- ▼他補助金との併用：住宅リフォーム総合支援事業との併用はできません。  
詳しい内容や申請方法はお問い合わせください。
- 問い合わせ 町民課くらし環境係 ☎85-6131

